

会 議 録

会議名称		令和7年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和7年(2025年)7月11日 開会 13:30 閉会 15:00		
開催場所		つくば市本庁舎防災会議室2・3		
事務局(担当課)		福祉部障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、小川直宏、飯島寛志、萩原直木、大脇富士子、江藤睦、塚本武志、武田真浩、山下広見、田邊佐貴子、津野義章		
	事務局	福祉部：根本部長、日下次長 障害者地域支援室：高谷主査、片桐主査 地域包括支援課：相澤課長、岡野課長補佐、市川係長、竹林主査 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター)：河原井所長、猪瀬主査、須藤主任、加藤主任		
欠席委員		漆川雄一郎		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数 0人		
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 報告事項 (1) 令和6年度事業報告 (2) 令和7年度事業計画 4 協議事項 (1) 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について (2) 意見交換 各関係機関との地域連携ネットワークについて 5 その他 6 閉 会			

1 開会

○事務局（市川係長）

それでは定刻より少し時間はまだ早いのですが、委員の皆様お揃いになりましたので、これから令和7年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を開会させていただきたいと思っております。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます福祉部地域包括支援課の市川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。始めに、本会議録の作成にあたりまして、当委員会での発言内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了承いただければと思っております。それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。始めに、椎名委員長より御挨拶をよろしくお願ひいたします。

2 委員長あいさつ

○椎名委員長

委員長を務めております椎名です。本日もよろしくお願ひいたします。成年後見制度も中間試案が出まして、これからまた大きく変わっていくかと思っております。本日も活発な議論をよろしくお願ひいたします。

○事務局（市川係長）

続きまして、今回委員の変更がございましたので、新委員のご紹介をさせていただければと思っております。株式会社常陽銀行の武石委員が御退任され、後任には飯島委員が就任されました。また、つくば市社会福祉協議会の長委員が退任され、後任には津野委員が就任されました。よろしくお願ひいたします。大変恐縮ですが、それぞれ新委員のお二人より一言ずつ御挨拶をいただければと思っております。飯島委員よりお願ひしても差し支えないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○飯島委員

常陽銀行研究学園都市支店の飯島と申します。武石の後任で4月より研究学園都市支店に赴任しておりまして、今回初めて委員会に参加させていただいております。私、銀行員ですが、有価証券の運用部門に18年ほどと海外勤務が4年半で営業店に戻ってくるのが20年ぶりでございます、日頃のお客様の対応等、

なかなか私自身の経験が十分とは言えませんが、日々学ばせていただきながら地域の皆様に貢献できますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○津野委員

社会福祉協議会の副会長をしております津野と申します。よろしくお願いいたします。福祉の方はもう30年以上もやっております。皆様の中に知っている顔の方もいらっしゃると思いますのでこれからもよろしくお願いいたします。

○事務局（市川係長）

それでは、続きまして本日出席をしている市の職員から紹介をさせていただきます。席の順に沿って順次御挨拶させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（事務局の自己紹介）

それでは、本委員会の設置要綱第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し、会務を総理することとなっております。以後の委員会の議事進行につきましては、椎名委員長どうぞよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

それではこれから始めさせていただきます。漆川委員から欠席の連絡が届いており、現在出席委員数が11名です。委員の過半数に達しておりますので、委員会の設置要綱6条2項に基づき、この会議が成立することを報告いたします。また、会議の公開についてのお知らせになりますが、この本委員会について、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条の規定により、一部公開となります。それでは協議に入る前に事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局（市川係長）

（配布資料の確認、説明）

3 報告事項

○椎名委員長

それでは次第に沿って議事を進めて参ります。まず報告事項について、(1)令和6年度事業報告、(2)令和7年度事業計画、それぞれについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹林主査）

令和6年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告について御説明申し上げます。地域包括支援課の竹林と申します。資料1を御用意ください。本事業の目的は記載の通り、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法及び成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の推進を図ることになります。実施内容につきましても資料記載の通りです。3、実績といたしまして、(1)成年後見制度利用促進に向けた体制整備として、本日御出席いただいております委員の皆様にご出席いただき、令和6年度つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を2回開催しております。裏面に移ります。つくば市成年後見制度利用促進定例会につきましても、月に1度、市の職員とつくば成年後見センターの担当職員とで業務の進捗状況の報告、事業運営方針などについての会議をオンラインで開催しております。(2)つくば市成年後見制度推進事業の実施につきましても、つくば市社会福祉協議会に業務委託をしておりますので、後程、社会福祉協議会から御説明いたします。(3)成年後見制度の利用の総合相談業務としましては、令和6年度障害者地域支援室と市内4か所に委託しております障害者相談支援事業所、合わせて264件の相談がございました。また、地域包括支援課と市内6か所に委託設置しております地域包括支援センター、合わせて522件の相談対応を行いました。(4)市長申立手続きの実施につきましても、令和6年度地域包括支援課で4件の申立を行っております。(5)つくば市成年後見制度利用支援事業につきましても、障害者地域支援室、地域包括支援課ともに、それぞれ3件の報酬助成を行いました。(6)成年後見制度等の普及啓発につきましても、市庁舎内や窓口センター、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等に成年後見制度等に関するパンフレットを設置しております。また、市のホームページで成年後見制度等について情報を掲載し、制度の普及啓発に努めております。さらに、成年後見制度等についての出前講座を実施し、制度について周

知することができました。4、成果といたしましては、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、権利擁護が必要な方に対して、関係機関と連携して相談支援を実施し、適切な制度利用に繋げることができました。また、担い手の確保と市民後見人の新たな活用方針等を踏まえ、市民後見人養成講座を開講し、市民後見人候補者を養成することができました。市民後見人養成講座の開講に際しましては、本日御出席いただいております委員の皆様にも講義・現場実習等で御協力を賜りありがとうございました。心より御礼申し上げます。さらに成年後見制度、市長申立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができました。最後に5、課題として身寄りが無い、親族と疎遠等、権利擁護支援が必要と思われる対象者に対し、判断能力が低下する前から、対象者の意思の確認や状況把握、制度の紹介等を行い、対象者の希望に沿った支援を展開していく必要性があると考えております。以上で市の令和6年度実績報告を終わります。

○事務局（加藤主任）

続きまして、つくば市社会福祉協議会より、つくば市成年後見制度推進事業につきまして実績報告をさせていただきます。資料は事前に御確認いただいておりますので、要点を中心に御報告いたします。資料2の1ページの総評を御覧ください。成年後見制度の普及啓発活動として、チラシ配布、YouTubeを活用した動画配信と成年後見制度に関する講座の開催の他、昨年度は地域後見分野の担い手として期待されている第2期市民後見人養成講座を5年ぶりに開催いたしました。また、成年後見制度の相談業務において、制度概要の案内や申立支援候補者調整会議を行い、適切な制度利用に繋がるよう努めました。続きまして、8ページの法人後見に関する業務を御覧ください。法人後見業務においては、昨年度新規受任件数は、認知症高齢者の後見類型が2件、うち日常生活自立支援事業利用者1名となっています。また、いずれも死亡による受任終了が、認知症高齢者の後見類型が3件、保佐類型が1件となっており、令和7年3月末時点での法人後見受任件数は10件となっています。最後に15ページの評価・課題を御覧ください。法人後見業務や「あんしん生活支援サービス」の取組については、他県や県内市町村社協からの視察要請に対し情報提供を行い、本市の活動をPRいたしました。相談件数の増加に伴い、単なる制度利用相談ではなく、介護問題や福祉的課題など複合的な問題を有する相談も寄せられることも多くなっています。各関

係機関との情報共有や役割分担を検討し、権利擁護部門として、適切な助言や専門職を交えたケースカンファレンスの実施などにも、より力を入れていきたいと考えています。以上になります。

○事務局（竹林主査）

続いて、令和7年度事業計画について御説明いたします。資料3、令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画を御用意ください。1、成年後見制度利用促進に向けた体制整備といたしまして、本年度も本運営委員会の開催を通じて、地域連携ネットワークの構築を図るとともに、つくば市成年後見制度利用促進定例会を定期的に開催し、市とつくば市社会福祉協議会の連携強化を図って参ります。また、令和7年度はつくば成年後見センターと地域包括支援センターや相談支援事業所等との意見交換会を開催し、中核機関と関係機関等とのさらなる連携強化に努めて参ります。2、つくば市成年後見制度推進事業につきましては、今年度も引き続き、つくば市社会福祉協議会に業務委託をし、中核機関としての業務や法人後見業務、その他成年後見制度利用促進に関する業務を市とともに連携して取り組んでいきたいと思っております。3、成年後見制度等の総合相談業務につきましては、市民や関係機関等からも成年後見制度等に関する相談対応を行うとともに、つくば成年後見センターとの連携強化を図って参ります。また、令和7年度は虐待防止等の権利擁護支援事業と成年後見制度との連動した取り組みを進めて参ります。4、市長申立の手続きの実施、5、成年後見制度利用支援事業の実施につきましては、令和6年度同様、適切に必要な方に対しての事務を進めて参ります。6、成年後見制度等の普及啓発といたしまして、今年度は、出前講座や各種研修等を通じて、任意後見制度等の周知啓発の強化を行うとともに、市ホームページや市の広報紙などへの掲載を通して、成年後見制度等に関する相談窓口の周知啓発を行います。以上で、市の令和7年度事業計画についての説明を終わりにします。

○事務局（加藤主任）

令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画についてお伝えいたします。資料4の1ページの3、事業をご覧ください。今年度も普及啓発業務としての各種講座の開催を予定しております。より多くの方に御参加いただき、成年後見制度

の理解が深まるよう、窓口センターや金融機関、ショッピングセンター等へ広報物の設置協力の依頼をしていきます。また、第2期市民後見人養成講座修了生8名のうち、今年度は7名の方に支援員として登録をいただきました。日常生活自立支援事業や法人後見業務において、支援員としての活動を提供できるよう、利用者とのマッチングを進めて参ります。続いて6ページを御覧ください。日常生活自立支援事業では、最低賃金や物価上昇等を勘案し、10月1日より利用料が変更となります。現行の1時間当たり1,100円から1,500円の利用料となります。つくば成年後見センターでは、包括的な権利擁護活動を行うためにも、引き続き日常生活自立支援事業等との連携も深めて参ります。以上となります。

○椎名委員長

それでは、報告事項の(1)と(2)、資料1、2、3、4と4種類出てきていますが、これらの説明につきまして御意見、御質問等ある委員の方いらっしゃいましたらよろしくお願いいたします。

○塚本委員

今お聞きして内容的には問題ないのですが、若い人は今、学校教育などで引っかけ、いろんな障害の認定をちゃんともらってやっているわけなんです、年配の方でそういう時代的な問題もあって特に精神障害は医学的にも認定が進んでいるのは最近なんですよね。現場では、特に知的障害とか精神障害とかすり抜けていて、私が見てもどうもこれは知的障害があるなと思う人もいますが、こういった場合、やはりまず障害の認定を受けないと進めないのでしょうか。

○椎名委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（市川係長）

御質問ありがとうございます。地域包括支援課の市川と申します。塚本委員からお話があった高齢の方のことですが、成年後見制度を使う上では障害の認定、いわゆる障害者手帳を持つことが必須要件になるということではないと思います。大事なはその方の状況をしっかりと踏まえて、生活がしっかりと成り立つ

ように、その方を守るように様々な機関や制度を活用して生活を支えていくというような視点が大事だと思っております。ただ、実際問題、成年後見制度を使うとなると、先生の診断書は必要になってきますので、普段どこの病院にかかっているのかとか、生活上のことで確認することは出てきますが、絶対に手帳がないとだめということはありません。まずは医者にしっかりかかりましょう、そこでしっかり診断を受けましょうといったことが中心になってくると思います。

○椎名委員長

必須という形ではなく、ケースに応じて、後見人がついてからの場合になることもあるだろうし、後見の話が出てきた段階で先に動くこともあると思います。いろんなところにグレーゾーンの方や知的障害があるけれども、診断を受けられていない方も世の中にたくさんいらっしゃいます。そうした人達にもうまく繋がれるようにということになると思います。その他、御質問、御意見等いかがでしょうか。では、小川委員お願いします。

○小川委員

社会福祉協議会の事業計画について質問が二つあります。1点は、今年度の事業計画には市民後見人養成講座の3回目の開催は予定されていないという理解でよろしいでしょうか。もう1点は、昨年度の市民後見人養成研修を受けられた修了者8名中7名は支援員になったとお伺いしましたが、残りの1名はどうなされたのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○事務局（加藤主任）

今年度、市民後見人養成講座は今のところ開催の予定はない状況になっております。（市民後見人養成研修修了者1名については、諸般の事情から今年度は活動休止の旨を説明。）

○小川委員

ありがとうございます。

○椎名委員長

その他いかがでしょうか。1点よろしいでしょうか。資料1、2ページの成年後見制度利用促進定例会ですが、この定例会は議事録、話し合った内容は記録にまとめられていますか。

○事務局（竹林主査）

御質問ありがとうございます。議事録につきましては、市の方でも作成いたしますし、社会福祉協議会の方でも作成しております、市の方ではその2点を保存しております。

○椎名委員長

ありがとうございます。もし差し支えないような内容であれば、こういう場で少し資料を確認できていいかと思えます。

○事務局（竹林主査）

ありがとうございます。

○椎名委員長

その他いかがでしょうか。それでは特にないようですので、協議事項に移っていきたく思います。本日協議事項2点ありますが、まず1番目の第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について、事務局から説明をお願いいたします。

4 協議事項

○事務局（片桐主査）

それでは、事務局より説明をいたします。障害者地域支援室の片桐と申します。資料5を御覧ください。初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、本題に入る前に、少し背景を簡単に説明させていただきます。背景としましては、そもそも成年後見制度の活用について、認知症、精神障害等で財産管理や日常生活等に支障がある人達への支援として活用を推奨していきましようという国の方針があったのですが、なかなか意思決定支援の面での福祉的な視点に乏しい使い

方であったり、そういった諸々の問題がありまして、なかなか利用しづらい状況だったということが背景にございました。そこで、平成28年4月に成年後見制度の利用促進を目的とした法律が公布され、それに基づいて国の方で成年後見制度の利用促進を目的とした基本計画が策定されております。現在、第2期目で令和8年度までが実施されております。さらに、その国の計画に基づきまして、全国の市町村でも策定に努めることとなっておりますので、本市におきましても、令和3年度から第1期計画としまして、つくば市の成年後見制度の利用促進基本計画が策定されております。現在は、第2期目の計画として実施がされております。今年の4月から来年度までの期間となっております。それでは資料の説明に入ります。第2期計画が実施されてからおよそ1年が経過しております。計画にある活動指標、令和6年度実績をお伝えする形で本計画の進捗について説明をさせていただきます。なお、内容によって、私と社会福祉協議会の方で分担しながら説明させていただきます。では、次のページを御覧ください。本計画におきましては二つの目標を定めております。本計画では成年後見制度の運用の改善、連携した支援体制の整備等を進めていくため、本人らしい生活が継続できるように制度の運用改善を図ること。もう一つは、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、さらなる強化を図ること。この二つの目標を定めています。詳細については割愛をさせていただきます。次のページを御覧ください。こちらは本計画における施策でございます。本計画の施策では、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化。本日もあらゆる分野の方々がお集まりいただいておりますが、いろんな分野の方々が繋がることで個別の状況に応じたチーム体制を構築するためのネットワークを強化していくというものとなっております。二つ目、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化。こちらについては市が委託しているつくば市福祉協議会の中に、つくば成年後見センターを中核機関として位置付けております。こちらでは成年後見制度の利用促進を効果的に行うために、広報、相談、成年後見制度の利用の支援、後見人の支援の業務などを行いながら、これらの機能強化を図っていくものとなっております。こちらも詳細についても割愛をさせていただきます。次のページを御覧ください。次に、本計画における活動指標と取組について、令和6年度の実績をそれぞれ説明させていただきます。全部で六つの活動指標がございます。まず一つ目、こちらは本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を図るためのものになって

おります。一つ目は、利用者の把握と早期発見・早期支援です。権利擁護支援が必要となる人の早期の発見・支援を行うに当たりまして、ケアマネジャー、相談支援専門員など本人に近い立場で直接支援業務を行っている関係者の方と情報共有などスムーズに行いながら、より効果的な連携を行うようにするために「権利擁護支援相談受付シート」など情報共有を円滑に行えるような可視化できるツールを活用し、早期発見・早期支援の向上を目指していくというものとしております。当市におきましては、成年後見制度に関する総合相談の役割のようなものを担っているほか、虐待など重大な権利侵害が生じた際に適切な対応が行えるように、高齢者・障害者それぞれにおきまして、虐待防止対策の新事業を実施しております。例えば、虐待の中には経済的虐待で、本人の財産が不当に搾取されたり、勝手に使用されてしまったりする実態があり、これらに対応するにあたって、成年後見制度などの権利擁護支援との連動が非常に重要になると実感しています。ちなみに、この活動指標中の相談機関につきましては、基幹相談支援センターというのが、障害者地域支援室と委託している4か所の障害者相談支援事業所の合計、地域包括支援センターは、地域包括支援課と委託している6か所の包括支援センターの合計、残りは社会福祉協議会、つくば成年後見センターの件数となっております。令和6年度の実績は御覧の通りの数値となっております。なお、今年度からつくば成年後見センターの集計方法について、今後の相談対応の現状と今後より一層適切に対応するために、実態をより正確に把握していくために集計方法を調整している状況です。それでは社協さんからもよろしく願います。

○事務局（加藤主任）

昨年度、つくば成年後見制度センターに寄せられた相談延べ件数は2,153件となっており、年々増加傾向でございます。中でも相談者の個別に有する権利擁護課題を明確にし、適切な成年後見制度の利用に向けて相談初期の段階から「権利擁護支援相談受付シート」を活用し、アセスメントに役立てております。次のページをご覧ください。二つ目は各種制度の利用促進の活動指標と取組です。成年後見制度以外におきましても、様々な権利擁護支援にかかる制度を活用するなど、本人の個別的な事情に沿う形で成年後見制度も含めていろんな制度の利用促進を図ることが大切になってくると考えております。こちらでは、つくば市社会

福祉協議会実施事業の日常生活自立支援事業、つくば市内の成年後見制度の利用者数を活動指標としています。

○事務局（片桐主査）

先に私から前回、成年後見制度の利用者数の変動について御質問があったと思いますので内容を共有させていただきます。活動指標の表の下に細かい字で年度ごとの水戸家裁の調査結果を使用しています。例えば、令和5年度は合計184人。令和6年度と変わりはないのですが、内訳が後見と保佐でそれぞれ若干変動があり、後見は142人から140人に減少し、保佐は33人から35人に増えています。内容について確認したところ、およそ予想していた通りであったのですが、減少理由については、本人がお亡くなりになるか市外に転出するかになるのですが、5年度から6年度につきましては、お亡くなりになった方が多かったというものでした。一方、増加している人数については、新規申立てで新たに後見人等になられた方とつくば市に転入してきた方というのが大きな要因で、新しく被後見人等になられた方が多かったという理由でした。

○事務局（加藤主任）

活動指標の日常生活自立支援事業延べ利用者件数を御覧ください。昨年度の日常生活自立支援事業の利用者は、延べ件数41件のうち、9件が昨年度の新規契約者数となっております。今年度はすでに4名の方と新規契約を取り交わしており、現在の契約数は39件となっております。続きまして、成年後見制度の利用者数についてですが、今回の法人後見受任件数は、認知高齢者の後見類型が4件、保佐類型が1件、知的障害者の後見類型が2件、精神障害者の後見類型が1件、保佐類型が2件の計10名の法人後見を受任しております。

○事務局（片桐主査）

次のページを御覧ください。三つ目は、講座研修の実施についての活動指標と取組です。内容は、市民を対象とした入門的な内容の講座、ケアマネジャー相談支援専門員などを対象とした専門職向けの研修会に関するものです。こちらもつくば成年後見センターにおいてそれぞれ実施しているもので、それぞれの参加者アンケートの結果から抽出した数値を活動指標として使用しているものです。

○事務局（加藤主任）

昨年に引き続きまして、今年度も入門講座を6月16日から18日の3日間開催いたしました。多くの参加者の方からは、講座に参加する前と後では、成年後見制度への理解が進んだとの声をいただいております。また、9月には終活と成年後見制度を主題としたテーマ別講座や、下半期には専門職向けの後見相談会なども予定しておりますので、市民の方や関係者の方に幅広く広報活動を進めて参りたいと考えております。

○事務局（片桐主査）

次のページを御覧ください。四つ目は成年後見人等の業務支援についての内容です。親族後見人等からの相談に応じる等、例えば、後見人になったもののどのように後見業務を行えばよいかなど、後見人等に対する支援についての内容です。一言で言いますと支援者支援です。例えば、経歴がまだ短い後見人等であったり、財産管理など法的問題への対応が必要となる方の担当の福祉職の方であったり、相談できる窓口としてこういった中核機関があるということを広く周知し、後見人等が認識できることが大切になってくると考えております。

○事務局（加藤主任）

親族が成年後見人等に選任された場合には、初回報告の作成方法の問い合わせなどに対応しております。昨年度は4件の御相談を頂戴しております。後見人選任後の後見活動にも困り事はないか、適宜御相談に応じられるようにしていきたいと考えております。

○事務局（片桐主査）

五つ目は、市民後見人（法人後見支援員）についての活動指標と取組です。先ほども市民後見人に関するお話がありましたが、成年後見制度に関する施策の課題の一つとして、担い手の確保をどういうふうにしていくかということです。昨年度は、第2期となる市民後見人養成講座を実施し、新たに8名の方々が市民後見人となり、実際は7名の登録ということになりました。今後将来的には単独で活動できることを目的に担い手確保に向けた取組を継続して進めて参りたいと

考えております。

○事務局（加藤主任）

先の御報告にもありましたが、昨年度実施した市民後見人養成講座を修了された8名のうち、今年度は7名の方に支援員として登録いただきました。支援員としての活動の機会を提供できるよう、今現在は日常生活自立支援事業利用者とのマッチングを進めております。下半期にかけまして、法人後見受任ケースとのマッチングも進めていきたいと考えております。今後は、第1期市民後見人養成講座修了生と第2期市民後見人養成講座修了生の支援員としての活動回数も伸びていくと予想しております。

○事務局（片桐主査）

では、活動指標の六つ目最後となりますが、チーム会議への中核機関の参加についてです。成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援が展開される場面におきましては、一つの機関というよりは、分野が異なる多機関が連携した対応が行われることが比較的多いと考えております。異なる機関が円滑な連携を行うためには、成年後見の利用開始前後によらず、もしかしたらこれは何か利用が必要になるんじゃないかというような段階からそれぞれの機関の役割であったり、どのような場面で関与していくかといった共有が大切になってくると考えられます。また、相談者の状況などから必要に応じて弁護士等の専門職から助言を求められる場を提供できるよう調整するなど効果的なチーム会議の運営を目指しているというものです。

○事務局（加藤主任）

つくば成年後見センターでは、認知症による判断能力低下により、本人の困り感がなく、制度利用を希望されていない場合や、本人との意思疎通が難しく、制度利用の希望確認ができないなどの意思決定支援が困難な事案などに対して、相談者や地域の支援者、地域包括支援課や各圏域の包括支援センター、ケアマネジャーや訪問看護などの在宅支援部門が参加するチーム会議に昨年は12回参加いたしました。相談者個人が抱える生活課題や権利擁護の必要性について、各専門分野の視点からの意見を整理し、支援方法の共有や役割分担を行い、適切な成年後見制度の利用に繋がるよう、今後も積極的にチーム会議に参加していきたいと

考えております。

○事務局（片桐主査）

以上、本計画の進捗についての御説明でした。続いて、次のページを御覧ください。こちらは本計画の次期計画策定についての大まかなスケジュールを示しているものです。本計画の期間が令和8年度までとなっており、来年度は第3期計画の策定に向けた準備を進めていくことを見込んでおります。本計画は障害者プラン、高齢者福祉計画にも関連しており、それぞれを連動した策定スケジュールとしております。また、国が定めている基本計画の次期計画、第三期と本計画の次期計画開始がちょうど同時期になるのではないかとすることも想定しております。現時点でまだ詳細な情報の確認は取れていないのですが、冒頭、椎名先生もおっしゃっていた成年後見制度の改正など、国の基本計画、市の次期計画にも関連してくると考えますので、（市の）次期計画の策定に当たりまして、そちらの動向も注視しながら、内容については皆様とご相談をしながら考えていければと思います。では次のページを御覧ください。（市の）次期計画策定において実施予定のアンケート案です。こちらは、これまでも実施した内容になりますが、成年後見制度の利用促進を図ることを一番の大きな目的としておりますので、周知状況等を継続して把握するために、こちらの設問で次期計画におきましても実施することを検討しております。なお、内容の調整の必要性があるという場合には、また担当の方で協議しながら別途皆様とご相談をしながら考えていきたいと思っております。以上、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗についての報告でございました。引き続き、本計画は、市における成年後見制度の運用と権利擁護支援の指針となるような形で体制整備等に努めて参りたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。私からの説明は以上です。

○椎名委員長

只今の説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。山下委員、お願いします。

○山下委員

今後の予定で、次期計画策定時のアンケート実施案ということですが、これはもうこの文章で決定した内容と捉えていいのでしょうか。

○事務局（片桐主査）

ありがとうございます。まだ決定の段階ではなく検討段階の案ということでお示ししているものです。内容については前回と同じ文面にはなりますが、検討段階ということで御認識いただければと思います。

○山下委員

なぜそれを確認しなかったのかということ、この「成年後見制度とは、知的障害と精神障害など」と二つ並べてありますが、認知症という文言が抜けてしまっているのが、これでいいのかなと疑問に思いました。このまま出されてしまうと、限局して知的と精神と捉えてしまう人もいると思ったものですから、民法上は精神上の障害という表現ですし、他の成年後見のわかりやすいパンフレットでは、必ず「認知症」という言葉が含まれているので、入れていただいた方がいいと思うのが1点と、市の6年度の報告の今後の課題で、「より早く判断能力が低下する前から対象者の意思の確認状況の把握」ということで、7年度の計画では、「任意後見制度の周知」という文言がありました。具体的に7年度の事業計画の中に任意後見制度の言葉が出ていなかったと思ったのですが、周知徹底を何か予定されているのか教えていただければと思います。

○事務局（竹林主査）

御質問ありがとうございます。令和7年度につきましては、先ほど山下委員からお話がありました通り、任意後見制度の周知という部分を強化し、力を入れていきたいと考えています。具体的には、どうしても出前講座や各種研修会に伺うと、成年後見制度について法定後見のお話の方がかなりのウエイトを占めているのが現状です。しかし、現場で先ほど山下委員からお話がありました。実際、市の方に相談対応等で依頼が来るときには、もうすでに身寄りがない、判断能力が低下していて、今までの人生のことやお話ができない状態である方々の相談が入ることが多くあります。そうすると、御本人様の意思確認の部分が非常に困難な状況にありまして、身寄りがない方や親族等々疎遠の方々に関しましては、早い段階で任意後見制度の紹介等をし、御本人様の意思を反映させた支援が展開できるように努めていきたいというところがありまして、今年度は任意後見制度の周

知に力を入れていきたいと考えております。

○山下委員

ありがとうございます。まだ具体的にどういうふうに活動するかという内容はまだ絞れてないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（竹林主査）

現状としましては、任意後見制度のパンフレット等は各センターに設置しているのが現状です。それ以上に関しましては、出前講座でお話したいと考えているところですが、具体的スケジュールについては未定となっております。

○山下委員

ありがとうございます。市の方で、任意後見制度の制度を利用されている人が確か数件、3件だと去年の報告であったと思いますが、昨今、他県でお話を聞いていると、任意後見の制度を発令する前に親族の方がお金を動かしてしまったという事例があって、そういう場合どうしたらいいんでしょうという話も聞きますので、つくば市の場合、今その3件の中でも課題がもしあるようでしたら教えていただけたらと思います。

○椎名委員長

資料の方だと、任意後見が2件、お二人という形で出てきていますよね。今の資料6枚目のスライドの小さい字のところですか。あとは成年後見センターの方で、あんしん生活の事業の方で契約をしたところが3件でした。その辺りを説明していただけますか。

○事務局（河原井所長）

成年後見センター河原井でございます。御質問ありがとうございます。任意後見の啓発・普及に関しましては、利用促進法の大きな柱の一つですので、成年後見センターが設置された時点から、市と協力して進めてきたところです。まだまだ足りないところもあるかもしれませんが、その一環として、令和3年度4月から始めさせていただきましたつくば市社会福祉協議会の方で、任意後見契約を前提とした任意契約事業、死後事務委任契約、そういったものを全部パッケージに

した「あんしん生活支援サービス」というものがあります。合計4件目の公正証書を作った契約まで進ませていただいて、経験を積ませていただいています、さらに普及していくように周知させていただきたいと考えています。

○椎名委員長

まだ発効してはいないですね。契約を結んだだけですね。その他いかがでしょうか。少しこちらからよろしいですか。スライド5枚目の最後、相談の延べ件数のところで、つくば成年後見センターの実績値が目標値から比べて随分多くなっていて、この傾向は変わらないと思いますが、2期計画のうち、あくまで目標値はこのままといったような形でしょうか。少し見直してもう少し修正して新しい数値にするなど何か考えていたりしますか。

○事務局（市川係長）

ありがとうございます。相談件数等や今後の指標に関しては、またこれから検討していくことになってくると思います。相談の件数に関しては、内訳の中でも様々な内容が実際は含まれている部分もありますので、この相談内容に含まれる部分の精査ですね。純粋な相談ですとか、何かの連絡調整といった様々なものが含まれていますので、それを今年度から少し精査するような取組を行っておりますので、相談やそれに伴う連絡調整等、様々な事務が発生しておりますので、数字に関しては、追って御説明できればと思っております。

○椎名委員長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは特にないようですので、協議事項の2番目の方に移っていきたいと思います。協議事項の2番目は、各関係機関との地域連携ネットワークについてとなっています。第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の施策の一つに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化、今日の資料5の最初にも出てきていますが、この委員会自体が様々な分野の委員の方々に構成されています。せっかくの機会ですので、このことについて意見交換という形で行っていきたいと思います。

(意見交換についての議事は非公開)

5 その他

○椎名委員長

その他について何かありますでしょうか。事務局いかがでしょうか。

○事務局（片桐主査）

事務局から事務連絡をいたします。今回もたくさん御意見いただきありがとうございました。次回の委員会につきましては年度内、おそらく1月以降になると見込んでおりますので、また開催の時期が近くなりましたらお知らせをいたします。もう1点ですが、今皆様の委員の任期が今年度までとなっておりますので、こちら委員改選のお知らせをそれぞれ皆様が所属されている団体の長宛てに改選についてのお知らせをお送りいたしますので、それに伴ってまた御相談をさせていただくことあると思いますのでよろしくお願いたします。以上、事務連絡でした。

○椎名委員長

ありがとうございました。その他、何かありますでしょうか。それではないようですので、以上で予定しておりました協議事項はすべて終了となります。それでは議事進行を終了したいと思いますので御協力いただきましてありがとうございました。

6 閉会

○事務局（市川係長）

椎名委員長ありがとうございました。皆様も本日は限られた時間ではありましたが、大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。以上をもちまして、令和7年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会させていただきました。改めまして、本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございました。今後とも引き続き事業に御協力のほどよろしくお願いいたします。

配布資料一覧

(令和7年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

- ① つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ② 次 第
- ③ 資 料 1 令和6年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告(市)
- ④ 資 料 2 令和6年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告(つくば市社会福祉協議会)
- ⑤ 資 料 3 令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画(市)
- ⑥ 資 料 4 令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画(つくば市社会福祉協議会)
- ⑦ 資 料 5 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

以 上

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間：令和5年(2023年) 4月1日～令和8年(2026年) 3月31日

No	氏 名	役職等（職種）	所属団体（勤務先等）
1	椎名 清和	教授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会 土浦支部（学園の森法律事務所）
3	小川 直宏	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部（つくば公園通り司法書士事務所）
4	飯島 寛志	支店長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院長	つくば市医師会 （医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院）
6	大脇 富士子	役員（世話人）	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江藤 睦	代表	NPO法人 アSEMBL
8	塚本 武志	会長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武田 真浩	代表（相談支援 専門員）	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会 （社会福祉法人 筑峯学園）
10	山下 広見	主任介護支援専 門員	つくばケアマネージャー連絡会 （居宅プランセンター 煌）
11	田邊 佐貴子	東谷田部地区会 長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	津野 義章	副会長兼常務理 事兼事務局長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

令和7年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和7年7月11日（金）13時30分から

場 所：つくば市役所本庁舎2階 防災会議室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

- (1) 令和6年度事業報告
- (2) 令和7年度事業計画

4 協議事項

- (1) 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について
- (2) 意見交換 各関係機関との地域連携ネットワークについて

5 そ の 他

6 閉 会

令和 6 年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告（市）

1 事業の目的

老人福祉法第 32 条の 2、介護保険法第 115 条の 45 第 3 項、障害者総合支援法第 77 条、知的障害者福祉法第 28 条の 2、精神保健福祉法第 51 条の 11 の 3 及び成年後見制度利用促進法第 5 条に基づき、成年後見制度の推進を図る。

2 実施内容

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- (2) つくば市成年後見制度推進事業の実施
- (3) 成年後見制度利用の総合相談業務
- (4) 市長申立て手続きの実施
- (5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施
- (6) 成年後見制度等の普及啓発

3 実績

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

○令和 6 年度第 1 回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時	令和 6 年 7 月 5 日（金）14 時 00 分から 15 時 15 分
人 数	委員 11 名、市・つくば市社会福祉協議会職員 12 名
議 事 内 容	<p>【報告事項】 令和 5 年度事業報告、令和 6 年度事業計画</p> <p>【協議事項】 第 2 期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における今後の取組みについて</p>

○令和 6 年度第 2 回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時	令和 7 年 1 月 31 日（金）13 時 30 分から 14 時 50 分
人 数	委員 9 名、市・つくば市社会福祉協議会職員 12 名
議 事 内 容	<p>【報告事項】 第 2 期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の取組みについて</p> <p>【協議事項】 (1) 令和 7 年度事業計画案</p> <p>(2) 意見交換 各団体における権利擁護支援等の取組みについて</p>

○つくば市成年後見制度利用促進定例会

日 時	毎月 1 回実施
メンバー	市担当職員 5 名、つくば成年後見センター職員 3 名
議 事 内 容	月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について、事業運営の方針について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

下記の業務をつくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託

- ・ 成年後見制度の普及啓発、利用支援
- ・ 成年後見人等の受任者調整支援
- ・ 市民後見人養成・支援業務
- ・ 地域連携ネットワークの構築
- ・ 法人後見受任業務 など

(3) 成年後見制度利用の総合相談業務

○相談実績（※1）

担当課	障害者地域支援室	地域包括支援課
相談延べ件数	264 件（※2）	522 件（※2）

※1 成年後見制度等を含めた権利擁護に関する相談件数

※2 委託障害者相談支援事業所（4 か所）、地域包括支援センター（6 か所）の相談件数を含む）

(4) 市長申立て手続きの実施

成年後見制度の利用が必要であるが、親族が不在または親族の申立てが見込めない場合に実施

○件数実績

担当課	障害者地域支援室	地域包括支援課
申立て件数	0 件	4 件

(5) つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の申立て審判費用または後見人等への報酬費用の助成を実施

○件数実績

担当課	障害者地域支援室	地域包括支援課
報酬助成金の支給	3 件	3 件

(6) 成年後見制度等の普及啓発

- ・庁舎内や窓口センター、市内の委託障害者相談事業所（4か所）、委託地域包括支援センター（6か所）等にパンフレットを設置
- ・市ホームページで成年後見制度等について情報を掲載
- ・市民からの依頼で実施する出前講座で成年後見制度等について説明を実施

4 成果

- ・成年後見制度の普及啓発を行うとともに、権利擁護支援が必要な方に対して関係機関と連携して相談支援を実施することで適切な制度利用に繋げることができた。
- ・担い手の確保と市民後見人の新たな活用方針等を踏まえ、市民後見人養成講座を開講し、市民後見人候補者を養成することができた。
- ・成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行い、被後見人の権利擁護を図ることができた。

5 課題

身寄りが無い、親族と疎遠等、権利擁護支援が必要と思われる対象者に対し、判断能力が低下する前から、対象者の意思の確認や状況把握、制度の紹介等を行い、対象者の希望に沿った支援を展開していく必要がある。

令和6年度つくば市成年後見制度推進事業実績報告（つくば市社会福祉協議会）

1 受託業務概要

老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45の第3項、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の第3項及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とし実施した。

2 実施体制

(1) 組織

つくば成年後見センターを設置し、本事業及び日常生活自立支援事業並びにあんしん生活支援サービスを一体的に実施することで、包括的な権利擁護拠点とした。

(2) 体制

- ア 所長 1名（常勤兼務、社会福祉士）
- イ 専門員 2名（常勤専任、社会福祉士）

3 総評

つくば成年後見センターは、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関として、次の業務を実施した。

(1) 中核機関業務

保健・医療・福祉・司法による地域権利擁護分野の地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の普及啓発を目的に「広報（普及啓発）業務」として制度周知資料等を配布したほか、「成年後見制度入門講座」「テーマ別講座」などの啓発イベントを実施し、好評を得た。

また、地域後見分野の担い手育成として市民後見人養成講座を開催した。更に「受任者調整支援業務」では、つくば市成年後見制度利用支援会議で、成年後見申立事案に対する候補者の推薦を実施した。

(2) 法人後見業務

地域後見分野による受任が望まれる場合の最終的な選択肢として、法人後見業務を実施した。身上保護のうち「見守り活動」には、市民後見人養成講座修了生から希望者が法人後見支援員として活動いただくなど、地域後見分野の担い手育成支援と市民協働を推進した。

(3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

本会の日常生活自立支援事業利用者が必要な時期に成年後見制度に制度移行できるよう、各担当者間で情報共有を密に行っている。認知機能低下に伴い、施設入所の課題や不動産管理に課題が生じた利用者については、成年後見制度への移行を検討し、切れ目ない支援を行った。

4 地域連携ネットワークの中核機関としての業務

(1) 成年後見制度の広報（普及啓発）業務

ア Youtubeでの動画配信

イ チラシ・ポスター等の作成・配付

a 活用ハンドブック（令和6年7月 第5版）

※つくば市社会福祉協議会ホームページでダウンロード可能

b 配布用印刷物作成

- ・つくば成年後見センター（チラシ）

c 機関発行物の配布

- ・成年後見制度を利用される方のために（裁判所）
- ・成年後見制度ー利用をお考えのあなたへ（裁判所）

- ・後見制度において利用する信託の概要～ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援信託のご説明～（裁判所）
- ・相続に関するルールが大きく変わります（法務省）
- ・自分ひとりではよくわからない!!そんな時でも安心してらせるために。成年後見制度（厚生労働省）
- ・ご存じですか？成年後見制度（成年後見センター・リーガルサポート）
- ・日常生活自立支援事業について（茨城県社会福祉協議会）

d 市民後見人養成講座周知

つくば市内の地域交流センター（17カ所）、窓口センター（7カ所）、医療機関（9カ所）、金融機関（63カ所）、スーパーマーケット（18カ所）、複合型ショッピングセンター（1カ所）にチラシ・ポスターの設置を依頼した。また、成年後見制度入門講座受講者（43名）に対し、市民後見人養成講座事前説明会の説明とチラシの配布を行った。本会に登録のあるボランティア団体（96団体）にチラシの送付を行った。

ウ 成年後見制度入門講座

会場をつくばボランティアセンター会議室とし、各回とも同じ内容の制度入門編の講座を開催した。

回数	日時/参加者		内 容
第1回	日時	6月24日(月) 14:00～16:00	【講師】 上田社会福祉士事務所／上田和寿氏 ①入門講座（各回共通） ・成年後見制度概要、意思決定支援 ・成年後見活動の実際、質疑応答 ②つくば市社会福祉協議会の事業（日常生活自立支援事業とあんしん生活支援サービス）について、成年後見センター職員が説明を行った。 ③市民後見人養成講座事前説明会、テーマ別講座の周知を行った （延参加者43名）
	参加者	12名	
第2回	日時	6月25日(火) 14:00～16:00	
	参加者	15名	
第3回	日時	6月26日(水) 14:00～16:00	
	参加者	8名	
第4回	日時	6月28日(金) 14:00～16:00	
	参加者	8名	

エ テーマ別講座

会場をコリドイオ研修室（つくば市吾妻）とし、「終活と成年後見制度」のテーマをもとに、各回とも内容の違う講義を行った。

回数	日時/参加者		内 容
第1回	日時	9月3日(火) 14:00～16:00	「今どきの葬儀事情」 講師／森山 彩希氏（株式会社大日） 吉岡 隆久氏（つくば紫峰法律事務所、弁護士）
	参加者	21名	
第2回	日時	9月4日(水) 14:00～16:00	「人生100年時代 相続・終活を考える」 講師／田畑 恵氏 （水戸証券株式会社、相続診断士）
	参加者	25名	
第3回	日時	9月5日(木) 14:00～16:00	「終活～自分らしい生き方のために～」 講師／井坂 淳子氏 （相続診断士、終活カウンセラー）
	参加者	21名	
第4回	日時	9月9日(月) 14:00～16:00	「任意後見契約と任意契約について」 講師／漆川 雄一郎氏 （学園の森法律事務所、弁護士）
	参加者	30名	
第5回	日時	9月10日(火) 14:00～16:00	「遺言について学ぶ」 講師／小川 直宏氏 （つくば公園通り司法書士事務所、司法書士）
	参加者	16名	

オ 専門職向け成年後見相談会

福祉・医療・保健関係者を対象に、成年後見制度の具体的な制度活用方法、つくば成年後見センター業務の周知を図った。

回数	日時/参加者		内 容
第1回	日時	12月3日(火) ①13:30~14:30 ②15:00~16:30	講師/上田 和寿氏(上田社会福祉士事務所) (共通) ・つくば成年後見センター業務説明(5分) ・オリエンテーション(5分) ・権利擁護関係の相談会(70分程度) ※事前に提出された、相談事例について座談会形式で講師に解説いただいた。 ①障害者相談支援事業所、障害相談従事者対象枠 ②市内介護支援専門員、在宅介護従事者対象枠
	参加者	8名	
第2回	日時	9月4日(水) ①13:30~14:30 ②15:00~16:30	講師/吉岡 隆久氏 (弁護士、つくば紫峰法律事務所) (共通) ・つくば成年後見センター業務説明(5分) ・オリエンテーション(5分) ・権利擁護関係の相談会(70分程度) ※事前に提出された、相談事例について座談会形式で講師に解説いただいた。 ①障害者相談支援事業所、障害相談従事者対象枠 ②市内介護支援専門員、在宅介護従事者対象枠
	参加者	8名	

(2) 市民後見人養成講座の実施

地域住民による地域貢献の担い手として市民後見人を養成した。

ア 事前説明会

日時及び会場	内 容
7月25日(木) 13:30~15:30 会場/イーアスつくばホールAB 参加者/20名	第1部 基調講演 「成年後見制度の概要と社会参加型成年後見人(市民後見人)の職務」 講師/椎名 清和氏 (つくば国際大学准教授) 第2部 「市民後見人の養成及び活動について」 説明/つくば成年後見センター ※養成カリキュラム(簡易版) 申込書(エントリーシート)配布 ※法人後見支援員、生活支援員の活動について

イ 養成講座

日時・会場・参加者	内 容
10月4日(金)~ 10月22日(火) ※原則、9:00~16:00 会場/つくばボランティアセンター会議室 受講者/8人	【基礎コース】 カリキュラムテーマ/市民後見概論、対象者理解、成年後見制度の基礎、民法の基礎、関係制度・法律、市民後見活動の実際 設定単位/23.5単位(1単位=1時間) 講師/成年後見センター・リーガルサポート茨城県支部、とよさと病院、社会福祉法人 創志会、社会福祉法人 筑峯学園、茨城県高次脳機能障害支援センター、成年後見センター・リーガルサポート茨城県支部、学園の森法律事務所日本年金機構土浦事務所、関東信越税理士会土浦支部、茨城県社会福祉士会、茨城県社会福祉協議会、牛久市社会福祉協議会、つくば市介護保険課、社会福祉課、国民健康保険課、地域包括支援課、障害者地域支援室

10月22日(月)～ 11月6日(水) ※原則、9:00～ 16:00 会場／つくばボラ ンティアセンター 会議室 受講者／8人	【実務コース】 カリキュラムテーマ／対人援助の基礎、家庭裁判所の役割、成年後見の実務、課題演習 設定単位／18.5単位（1単位＝2時間） 講師／水戸家庭裁判所土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城県支部、茨城県社会福祉士会、つくば市社会福祉協議会
11月21日(木)～11 月22日(金) ※原則、期間中の 2日間を任意選択 会場／市内福祉施 設 受講者／8人	【実習コース】 カリキュラムテーマ／対象者理解、施設実習 設定単位／14単位（1単位＝3時間） 講師／社会福祉法人 創志会、社会福祉法人 筑峯学園
12月18日(水)～ 1月31日(金)	【修了レポート】 カリキュラムテーマ／小テスト、A～Gのテーマから2つ選択しレポート提出（選択テーマ） A 市民後見人の役割や特徴※ 専門職後見人と比較 B 成年後見人等に課せられる義務うち、最も重要だと思うもの C 成年後見人等が代理権を行使する際に留意すべき事項 ※意思決定支援 D 成年後見制度における自立支援について思うところ E 成年後見制度における多職種連携・協働 F わが国における成年後見制度の課題 G 市民後見人としての活動をおこなうに際して、気をつけるべき自身の特徴・特性 設定単位／3.0単位（1単位＝4時間） 講師／つくば国際大学 准教授 椎名清和氏

ウ 修了者

8名（要件である、経験値向上のための社会福祉協議会支援員登録者 7人）

エ 市民後見人支援業務

第1期（令和元年度）市民後見人養成講座修了者21名の活動の場として、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務の身上保護活動（特に「見守り」に特化した活動）に希望者13名が本会職員として登録し従事した。

(ア) 法人後見支援員としての活動（登録8名）

活動日数	活動時間	移動距離
62日	99.0時間	621km

(イ) 日常生活自立支援事業生活支援員としての活動（登録7名）

活動日数	活動時間	移動距離
105日	172.5時間	1,715km

(ウ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修

第2期（令和6年度）市民後見人養成講座の一部講義に第1期修了者が自身の学びを深めたい講義を任意選択し受講する方式として実施した。支援員登録13名のうち、10名が参加した。

(3) 成年後見制度の相談（利用支援）業務

ア 月別新規相談実件数（件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計														
障害者	知的	13	2	12	2	13	1	7	2	8	2	10	4	5	0	7	2	12	4	11	3	5	1	13	3	116	26	
	精神		8		7		9		4		5		6		4		4		6		8		4		8		73	
	身体		3		3		3		1		1		0		1		1		2		0		0		2		17	
高齢者	一般	16	4	14	6	17	7	18	8	17	10	22	13	31	20	20	8	18	14	11	5	11	6	22	7	217	108	
	認知		12		8		10		10		7		9		11		12		4		6		5		15		109	
その他		0		9		14		9		10		23		15		12		11		10		8		9		130		
合計			29		35		44		34		35		55		51		39		41		32		24		44		463	

イ 月別相談・諸対応延べ件数（各種アセスメント、支援調整、機関調整含む/件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男性		85	105	77	86	88	147	132	159	126	101	110	113	1,329
女性		60	51	65	54	66	103	88	56	60	61	80	80	824
不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	障	62	56	52	46	38	55	39	43	72	44	30	46	583
	高	78	61	56	69	81	70	105	88	54	68	104	96	930
	他	5	39	34	25	35	125	76	84	60	50	56	51	640
合計		145	156	142	140	154	250	220	215	186	162	190	193	2,153

※「他」は、機関調整が主な相手先／会議委員、講座講師、市役所各課、他市町村、他市町村社協、関連専門職種団体、医療機関、事例関連社会福祉法人、相談支援機関等

ウ 対象者年齢層（件）

年齢層	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	65歳代	70歳代	75歳～	不明	計	
延件数	13	0	7	121	132	194	265	228	511	682	2,153	
内訳	障	13	0	6	99	67	159	108	94	46	15	607
	高	0	0	1	0	13	35	157	134	465	101	906
	他	0	0	0	22	52	0	0	0	0	566	640

エ 相談形態（件）

	電話	来所	訪問	他	計	
延件数	1,192	125	117	719	2,153	
内訳	障	417	33	52	81	583
	高	593	86	50	201	930
	他	182	6	15	437	640

※「他」は、メール、郵便、オンライン

オ 相談者属性 (件)

	本人	家族	知人友人	民生委員	関係機関	後見人	その他	計	
延件数	675	225	6	8	1,194	27	18	2,153	
内訳	障	46	60	0	0	450	20	7	583
	高	240	164	6	8	494	7	11	930
	他	389	1	0	0	250	0	0	640

カ 相談内容 (件)

	法定後見		任意後見		他制度 相談	法人後見		受任後 調整	計
	相談	利用支援	相談	利用支援		相談	利用支援		
延件数	1,010		241		725	6		52	2,153
種類	654	460	218	38		4	2		
内訳	障	291	215	27	0	0	2	48	583
	高	359	245	175	38	109	0	4	930
	他	4	0	16	0	616	4	0	640

キ 対応 (当月)

	相談	情報提供	家庭訪問	申立支援	家裁同行	取次斡旋	ケース検討	その他	計	
延件数	810	867	29	378	0	0	33	36	2,153	
内訳	障	274	73	15	209	0	0	12	0	583
	高	512	220	14	169	0	0	15	0	930
	他	24	574	0	0	0	0	6	36	640

ク 圏域別 (当月)

	筑波	大徳	豊里	桜	谷東	谷西	荃崎	他市町村	不明	計	
延件数	65	144	47	451	475	237	356	293	85	2,153	
内訳	本人	2	36	11	190	101	34	31	212	58	675
	親族	26	4	13	39	51	16	21	40	15	225
	友人	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	関係機関	26	45	23	163	64	141	225	30	11	728
	つくば市	11	59	0	59	259	46	73	11	1	519

ケ 成年後見制度利用支援 (日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度申立て)

基本情報	ケース概要
【年齢】 80代 【性別】 男性 【利用区分】 認知症 【親族】 妻、子 【類型】 後見 【申立人】 未定	日常生活自立支援事業利用者の認知機能低下に伴い、契約意思が確認できない事案。配偶者にも成年後見人が選任され、子ども重度知的障害があることから、市長申立てについて各関係機関と協議を継続している。令和6年10月日常生活自立支援事業契約締結審査会に諮ったところ、本人の権利擁護のため日常生活自立支援事業から成年後見制度への適切な移行が望ましいとの審議を得た。

(4) 成年後見人等の受任者調整支援業務

ア つくば市成年後見制度利用支援会議兼法人後見受任審査会 (年9回開催)

【会議員名簿、任期/令和5年4月1日から令和8年3月31日】(敬称略、順不同)

No.	氏名	役職	所属	備考
1	椎名 清和	准教授	つくば国際大学	委員長
2	萩原 直木	医師・病院長	とよさと病院	副委員長
3	漆川 雄一郎	弁護士	学園の森法律事務所	
4	渡邊 季代子	司法書士	渡辺司法書士事務所	
5	上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
6	岡田 治美	課長	つくば市福祉部障害福祉課	
7	相澤 幸子	課長	つくば市福祉部地域包括支援課	
8	津野 義章	事務局長	つくば市社会福祉協議会	

【確認・調整事項】

- ・会議開催の定足数 過半数
- ・社会福祉協議会会長名で委嘱した。
- ・ケース検討会議に「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」のいずれか出席可能

イ 開催状況

回	日時及び会場	内 容
第1回	4月10日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	(事案) 70代、女性、統合失調症 (審査結果) 社会福祉士が妥当
第2回	5月8日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	(事案) 70代、女性、遷延性意識障害 (審査結果) 社会福祉士が妥当
第3回	6月12日(水) 14:00～15:00 オンライン開催	(事案) 60代、男性、統合失調症、若年性認知症 (審査結果) 社会福祉士が妥当
第4回	8月21日(水) 14:00～15:00 オンライン開催	(A事案) 60代、男性、認知症、多発脳出血、梗塞、糖尿病、 統合失調症 (審査結果) 利用支援会議の場では調整がつかず
		(B事案) 70代、男性、認知症 (審査結果) 法人後見が妥当
第5回	9月11日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	「市民後見人養成講座受講希望者の選考について」 (選考結果) 受講希望者全員の受講を認める。
第6回	12月11日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	(事案①) 60代、女性、統合失調症・うつ病・妄想障害 (審査結果) 精神保健分野に詳しい社会福祉士が妥当
		(事案②) 80代、男性、日常生活自立支援事業利用者、身体障害者手帳6級 (審査結果) 法人後見が妥当
第7回	1月8日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	(事案) 40代、男性、知的障害(療育手帳マルA) (審査結果) ・本人の居住地近隣の社会福祉協議会の法人後見が妥当 ・同社会福祉協議会の受任審議会に通らなかった場合は社会福祉士会へ推薦を依頼する。
第8回	2月12日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	(事案) 70代男性、脳梗塞、肺癌、慢性腎不全、人工透析 (審査結果) ・司法書士が妥当 ・調整がつかない場合には漆川委員(弁護士)に推薦を依頼する。
第9回	3月12日(水) 14:00～14:30 オンライン開催	(事案) 70代男性、脳梗塞、肺癌、慢性腎不全、人工透析 (審査結果) ・司法書士が妥当

(5) 地域連携ネットワークの構築業務

ア つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の共同開催
つくば成年後見センターについて事業説明と報告を行った。

回	日時・会場	内容
第1回	7月5日(金) 14:00~15:15 つくば市本庁舎防 災会議室2・3	(報告) ・令和5年度事業報告 ・令和6年度事業計画案 (協議) ・第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における今 後の取組等について
第2回	1月31日(金) 13:30~14:30 つくば市本庁舎2階 203会議室	(報告) ・第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における取 組状況等について (協議) ・令和7年度事業計画案について (意見交換) ・各団体における権利擁護支援等の取組みについて

5 法人後見に関する業務

(1) 法人後見受任業務

(ア) 法定後見受任件数(審判数、終了数)

開始原因 類型	認知症高齢者等			知的障害者等			精神障害者等			合計		
	後見	保佐	補助	後見	保佐	補助	後見	保佐	補助	後見	保佐	補助
受任	9	2	0	2	0	0	1	2	0	12	4	0
終了	5	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0

(イ) 任意後見契約受任件数

契 約		監督人選任申立		合 計	
障害者	高齢者	障害者	高齢者	障害者	高齢者
0	3	0	0	0	3

(2) 後見監督人受任業務

ア 法人後見監督人受任状況
実績なし

(3) まとめ(月次説明)

ア 活動分類について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
延件数	238	224	227	273	275	279	310	262	375	261	266	217	3,207	
内 訳	本人	19	24	23	27	31	39	19	23	38	32	33	341	
	親族	14	31	12	20	16	13	24	17	38	24	11	233	
	関係機関	162	152	176	201	182	188	233	192	259	171	175	144	2,235
	その他	43	17	16	25	46	39	34	30	40	34	47	27	398



6 その他、成年後見制度利用促進に関する業務

(1) 会議・研修会等への参加

ア つくば市成年後見制度利用促進定例会

つくば市とつくば市社協の連絡調整を密にし、つくば市成年後見制度推進事業を円滑に実施するため、担当部課職員による月1回の情報交換会を開催した。

日時・会場/月1回(オンライン)

参加者/つくば市障害者地域支援室員、地域包括支援課員、

つくば市社会福祉協議会職員

回	日時及び会場	内 容
第1回	4月12日(金) 10:00~11:00 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・市民後見人養成講座事前説明会の開催について、民協やSNS、市報等で周知をしていく。セミナー講師として、家庭裁判所の職員に依頼をする方向で検討する。 (その他) ・令和6年度つくば市成年後見制度推進事業運営委員会について、第1回は6月末から7月上旬、第2回は1月下旬から2月上旬を予定している。
第2回	5月9日(木) 14:00~15:00 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・テーマ別講座について ・市民後見人養成講座について (その他) ・令和6年度つくば市成年後見制度推進事業運営委員会について
第3回	6月17日(月) 14:30~15:10 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・入門講座について ・市民後見人養成講座について (その他) ・令和6年度つくば市成年後見制度推進事業運営委員会について ・令和7年度つくば市成年後見制度推進事業予算について

第4回	7月16日(火) 11:00~11:40 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・市民後見人養成講座について (その他) ・利用支援会議、受任審査会への税理士会の参加について
第5回	8月22日(木) 14:00~14:45 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・市民後見人候補者の登録及び推薦等に関する要項(案)について ・令和6年度フォローアップ研修について ・法人後見受任について (その他) ・テーマ別講座について ・来年度予算について
第6回	9月30日(月) 11:00~12:00 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・市民後見人養成講座について
第7回	10月16日(水) 10:30~11:20 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告(社協) (協議) ・市民後見人養成講座について ・来年度予算について

第8回	11月28日(木) 9:30~10:30 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・草加市、草加市社会福祉協議会視察受入れについて ・市民後見人養成講座施設実習について ・アドバイザー契約者の追加について ・市長申立て案件について ・運営委員会について
第9回	12月11日(水) 14:30~14:40 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・事例検討(85歳、男性、日常生活自立支援事業利用者)
第10回	1月16日(木) 13:30~14:00 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・運営委員会について ・事例検討及び進捗確認 ・申立者が生活保護受給者である場合の申立て費用について ・後見人候補者調整つかずで家裁に提出した事案の進捗共有 ・両親に後見人がついておられるお子さんの申立てについて ・入門講座、テーマ別講座について ・実績報告あり方について ・変更契約について ・緊急事案が発生した際の利用支援会議開催について
第11回	2月18日(火) 13:30~14:00 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・来年度予算について ・市民後見人養成講座について ・実績カウントについて ・運営委員会、利用支援会議、法人後見受任審査会委員に税理士等の追加職種について
第12回	3月25日(火) 10:00~10:40 オンライン開催	(報告) ・つくば成年後見センター月次報告 (協議) ・変更契約について ・次年度契約書類について ・実績報告書について

イ 2024年度 医療・福祉関係者のための成年後見制度活用講座
(主催/茨城県社会福祉協議会)

日時/会場	出席者	内容
4/20(土) 10:00~16:30 日立市社会福祉協議会ヒタチエ別館3階	担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用と成年後見 成年後見制度の概要 成年後見人の職務 日常生活自立支援事業と成年後見制度 法定後見などの申し立て実務

ウ 民生委員児童委員連絡協議会

日時/会場	出席者	内容
5月2日(木) 10:30~11:00 つくば市役所 (203会議室)	桜圏域民生委員児童委員58名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
5月9日(木) 9:45~10:15 つくば市役所 (201会議室)	東谷田部圏域民生委員児童委員45名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業概要 つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
5月9日(木) 13:45~14:15 つくば市役所 (201会議室)	西谷田部圏域民生委員児童委員44名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
5月9日(木) 13:55~14:25 豊里交流センター (2階視聴覚室)	豊里圏域民生委員児童委員22名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
5月13日(月) 10:00~10:30 市民ホールつくばね(大会議室AB)	筑波圏域民生委員児童委員約46名 担当職員2名	<ul style="list-style-type: none"> つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
5月14日(火) 9:30~10:00 茎崎交流センター (2階大会議室)	茎崎圏域民生委員児童委員42名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
5月14日(火) 13:55~14:25 大穂交流センター (2階研修室)	大穂圏域民生委員児童委員28名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> つくば成年後見センター業務説明 入門講座、市民後見人養成講座周知
12月10日(火) 9:45~10:15 茎崎交流センター	茎崎圏域民生委員児童委員42名 担当職員2名	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度概要説明 茎崎圏域での利用例等を説明 茎崎地域包括支援センター概要説明

エ 筑波地区民生委員事項別研修

日時/会場	出席者	内容
7月22日(月) 10:30~11:00 筑波交流センター	筑波圏域民生委員児童委員10名 担当職員1名	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業概要説明 成年後見制度概要説明 事例相談 質疑応答

オ 令和6年度成年後見制度担当者研修会
(主催/茨城県)

日時/会場	出席者	内容
7月2日(火) 10:15~15:00 県民文化センター	担当職員2名	<ul style="list-style-type: none"> 行政説明 権利擁護支援の理解と成年後見制度の基礎知識 茨城県内の法人後見実施団体紹介 成年後見制度における裁判所の関りについて

カ 地域福祉出前講座（成年後見制度）/谷田部地区区会連合会役員会
 （要請/谷田部地区区会連合会役員会）

日時/会場	出席者	内容
9月21日(土) 市民ホール谷田部	地区代表区長15名 担当職員1名	・成年後見制度について ・本会事業について

キ 葛城小地区つなぐ会 つなぐサロンPRイベント（谷東）
 （主催/谷田部東地域包括支援センター）

日時/会場	出席者	内容
9月23日(月) かつらぎ交流館	担当職員2名	・社協なんでも相談コーナー （パンフレット配布） ・成年後見制度 ・あんしん生活支援サービス ・日常生活自立支援事業

ク 意思決定支援に関する研修会
 （主催/茨城県社会福祉協議会）

日時/会場	出席者	内容
9月20日(金) セキショウ・ウェルビーイング福祉会館4階 大研修室	担当職員1名	・講義1：意思決定支援の基本 〈講師〉茨城県社会福祉士会 理事 上田和寿先生 ・講義2：意思決定支援の重要性 〈講師〉ふれあい通り法律事務所 弁護士 千葉真理子先生

ケ 成年後見制度利用促進に係わる意見交換会
 （主催/茨城県社会福祉協議会）

日時/会場	出席者	内容
3月24日(月) セキショウ・ウェルビーイング福祉会館4階 大研修室	担当職員1名	（事例発表①） ・身寄りのいない高齢者の権利擁護支援等について/NPO法人With理事長 横島智子氏 （事例発表②） ・中核機関機能（受任調整）等について/下妻市社会福祉協議会成年後見センター職員（説明） ・令和7年4月からの一部変更書類関係 水戸家庭裁判所主任書記官 村田浩司氏（意見交換） ・中核機関機能（受任調整）等 ・裁判所提出書類等

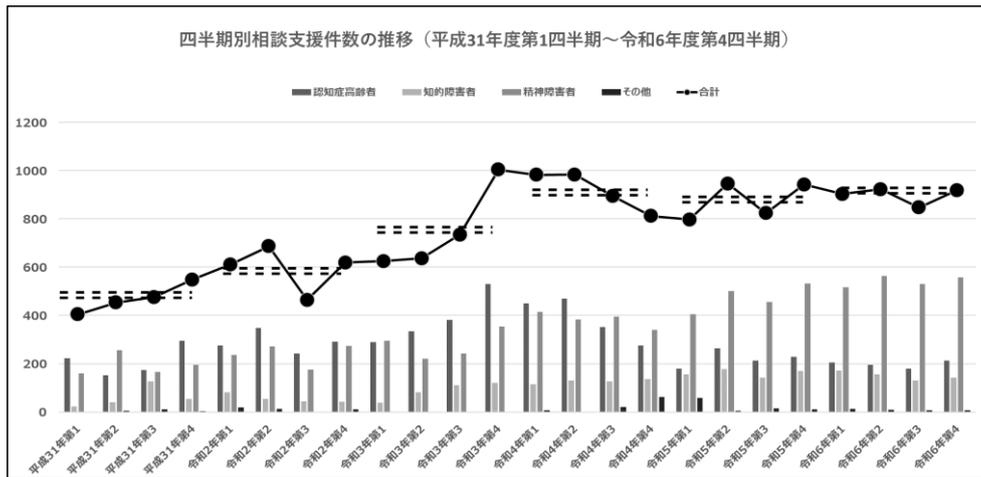
コ 視察研修受入れ（情報提供・意見交換）

日時/会場	出席者	内容
7月3日(水) 10:30~12:00 つくば市社会福祉協議会ボランティアセンター会議室	水戸市社会福祉協議会 4名	視察研修 ・つくば成年後見センターチラシ ・あんしん生活支援サービスパンフレット ・あんしん生活支援サービス支援計画書 ・わたしの生き方ノート（つくば市） ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会法人後見実施要項
8月30日(金) 14:00~16:00 つくば市社会福祉協議会ボランティアセンター会議室	牛久市社会福祉協議会 5名	視察研修 ・つくば成年後見センターチラシ ・あんしん生活支援サービスパンフレット ・あんしん生活支援サービス支援計画書 ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会法人後見実施要項
12月20日(金) 15:00~16:45 つくば市社会福祉協議会ボランティアセンター会議室	埼玉県草加市、草加市社会福祉協議会 6名	視察研修 ・つくば成年後見センターチラシ ・あんしん生活支援サービスパンフレット ・あんしん生活支援サービス支援計画書 ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会法人後見実施要項
1月22日(水) 14:00~15:30 つくば市社会福祉協議会ボランティアセンター会議室	筑西市社会福祉協議会 3名	視察研修 ・つくば成年後見センターチラシ ・あんしん生活支援サービスパンフレット ・あんしん生活支援サービス支援計画書 ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会法人後見実施要項

(2) 日常生活自立支援事業の四半期別相談支援件数の推移

成年後見制度利用促進において「日常生活自立支援事業利用者の円滑な成年後見制度利用移行を推進する」観点から、つくば市における相談支援件数を例示する。

※日常生活自立支援事業の利用状況は「第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画」の活動指標である。



7 まとめ

(1) 成果

- ア つくば成年後見センターは地域権利擁護ネットワークの中核機関として位置付けられ、従来の相談業務に加え、後見人支援業務が新たに加わり、後見人が抱える困難事例に対して、カンファレンスの主催や専門職への相談を行い、後見人の支援が円滑に行えるようサポートした。
- イ 制度周知及び普及啓発について、入門講座、テーマ別講座、市民後見人養成講座事前説明会開催、各種地域福祉関係団体への地域出前講座実施など、市民を対象とした成年後見制度の普及啓発に積極的に取り組んだ。
- ウ 地域後見の担い手を育成する観点から、第2期（令和6年度）市民後見人養成講座を開催した。関係支援団体や専門職団体、行政機関等の協力により、8名の修了生を養成し市民後見人候補者として名簿登録した。
- エ 法人後見業務は、令和元年度から受任している被後見人等が、加齢による死亡で受任終了が相次いでいる。被後見人死亡後の手続きとして、水戸家庭裁判所土浦支部への管理の計算の提出、相続人代表者へ管理財産の引き渡し、後見終了登記までを滞りなく行った。また、本会法人後見業務の履行補助として、市民後見人養成講座修了生に支援員として、見守り活動に従事いただくなど、市民協働を実践した。

(2) 評価

- ア つくば成年後見センターの設置以来、前年度の年間実績を上回るペースで相談が寄せられた。成年後見制度の普及啓発活動（ホームページ掲載、講座の実施、チラシの配布等）の影響もあり、関係機関からの相談だけでなく、本人、親族からの相談も増加し、成年後見制度に関する社会全体のニーズの高まりを認識した。また、成年後見制度入門講座、テーマ別講座では、市民や各関係機関に積極的な周知活動を行うとともに、会場をコリドイオに変更した結果、延参加者 156名と多くの方に参加いただいた。
- イ 法人後見受任審査会による意見をもとに、必要な後見人等の受任を積極的に実施した。また、任意後見契約に対応するため、任意代理契約を含めた任意後見契約を締結するなど、権利擁護に関する市民の将来への不安に対応する取り組みを行った。
- ウ 法人後見業務（主に任意後見の取り組み）に対する照会が他県や県内他市町村から寄せられ、可能な限りの事業説明や情報提供を行い、本市の活動をPRした。市内の関係機関に対しては、法人後見業務について事業説明を実施し、周知活動を行った。

(3) 課題

- ア 成年後見制度の普及啓発活動を実施することで、制度が支援者にも浸透し、相談件数が増加傾向にあるが、複合的な問題を抱えるケースでは、介護問題等成年後見制度以外の問題も含め、当センターに相談が寄せられるなど、普及啓発活動に伴い、福祉的な課題による権利擁護支援を業務とする相談支援機関との役割分担等を検討する時期に来ていると思われる。こうした複合課題のある利用者に対して、権利擁護部門を担当する機関として、専門職を交えたケースカンファレンスの実施にも力を入れ、本人に対する切れ目ない支援が実施されるよう対応していく。
- イ いわゆる「2025年問題」として制度利用の対象となる世代が増加するなか、相談対応件数の増加に対応できる体制を確保することが本会の課題である。継続して、つくば市と協議を重ね対応したいと考える。

令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画（市）

1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- (1) つくば市成年後見推進事業運営委員会の開催
- (2) つくば市成年後見制度利用促進定例会の開催
- (3) つくば成年後見センターと関係機関との意見交換会の開催
- (4) つくば市成年後見制度利用支援会議の開催協力

2 つくば市成年後見制度推進事業の委託

つくば市社会福祉協議会（つくば成年後見センター）に業務委託

- (1) 中核機関業務
 - ・ 成年後見制度の広報(普及啓発)業務
 - ・ 成年後見制度の相談(利用支援)業務
 - ・ 成年後見人等の受任者調整支援業務
 - ・ 市民後見人養成及び支援業務
 - ・ 後見人支援業務
 - ・ 地域連携ネットワークの構築業務
- (2) 法人後見業務
 - ・ 法人後見受任業務
 - ・ 後見監督人受任業務
- (3) その他、成年後見制度利用促進に関すること

3 成年後見制度等の総合相談業務

- (1) 市民や関係機関等からの成年後見制度等に関する相談対応
- (2) つくば成年後見センターとの連携強化
- (3) 虐待防止等の権利擁護支援事業との連動した取組み

4 市長申立の手続きの実施

親族が不在また親族による申立てが見込みまれない場合に、成年後見制度市長申立てを行う

5 つくば市成年後見制度利用支援事業の実施

- (1) 成年後見制度の申立て審判費用の助成
- (2) 後見人等への報酬費用の助成

6 成年後見制度等の普及啓発

- (1) 任意後見制度等の周知啓発の強化
- (2) 成年後見制度等に関する相談窓口の周知啓発

令和7年度つくば市成年後見制度推進事業計画 (つくば市社会福祉協議会)

1 受託業務概要

老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45第3項、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を旨とした「つくば市成年後見制度推進事業実施要項」を基本とし実施する。

2 実施体制

(1) 拠点

本会が設置する「つくば成年後見センター」において本事業を実施します。また、包括的な権利擁護活動を行うため、日常生活自立支援事業（茨城県社会福祉協議会から一部受託）等の事業とも連携する。

つくば成年後見センター

所在地／つくば市筑穂 1-10-4（大穂庁舎1階、社会福祉協議会内）

連絡先／TEL029-879-5511 e-mail:tsukuba.koken@gmail.com



(2) 従事職員（本事業分）

職種（種別、資格、）	担当業務
所 長 1 名（常勤兼務、社会福祉士）	統括
専門員 2 名（常勤専従、社会福祉士）	中核機関業務 法人後見業務

【参考】

上記のほか、つくば成年後見センターには、日常生活自立支援事業及びあんしん生活支援サービスを担当する専門員（常勤専従、社会福祉士）を2名配置。

3 事業

(1) 中核機関業務

ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務

(ア) 研修会やセミナー等の企画・開催

a 成年後見制度入門講座

生活に身近な会場で成年後見制度（法定後見、任意後見）概要をわかりやすく説明する入門的な講座とし、専門家が解説する。

実施時期（予定会場）等	内 容
4月～6月 （コリドイオ） 参加者/各回 50名	後見人の業務について 申立時の注意点について つくば成年後見センターの活動について （社会福祉士）

b 成年後見制度テーマ別講座「終活と成年後見制度」

終活に関連する各種テーマを設定（終活、今どきの葬儀事情、任意後見契約と任意契約、金融資産と成年後見制度、遺言）し、それぞれの専門家が解説する。

実施時期（予定会場）等	内 容（講師等）
7月～9月 （コリドイオ） 参加者/各回 50名	終活（相続診断士、終活カウンセラー、司法書士） 今どきの葬儀事情（市内葬儀場運営企業、弁護士） 任意後見契約と任意契約について（弁護士） 遺言について学ぶ（司法書士）

c 成年後見制度相談会

介護相談や障害者相談支援の現場において、成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、支援者が抱える事例に対して、専門職からアドバイスをいただき、参加者で共有する講座を開催する。

実施時期（予定会場）等	内 容（講師等）
10月～12月 （社会福祉協議会本部） ※参加者/各回 10名	権利擁護関係の相談会（弁護士・社会福祉士等の専門職） ※事前にお困りの事例をお伺いし、事例について座談会形式で解説する。

(i) 研修会へ参加

地域連携ネットワークの各機関や団体が開催する研修会等において、専門員が制度及び各種事業について説明する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 （市内各会場）	民生委員連絡協議会、シルバークラブ連合会、地域包括支援センター定例会、地域サロン等

(ii) パンフレット、ポスター等の作成・配布

相談（利用支援）業務のほか、各種研修会及び会議等で配布します。また、家庭裁判所土浦支部、各金融機関支店窓口、ショッピングモール等に広報物の設置協力を依頼する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 (市内関係機関窓口ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ・活用ハンドブック（ホームページ掲載） ・配布用印刷物（チラシ等） ・各関係発行物の配布（裁判所、法務省、茨城県社協） ・社協機関紙「社協通信つくば」（47,000部発行/区会配布）

イ 成年後見制度の相談(利用支援)業務

成年後見制度の利用について丁寧に説明します。必要に応じて制度利用までの手続き等を支援する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通年 (成年後見センター)	窓口相談支援、出張相談支援 ※本部窓口／平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ※出張相談（予約）

ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務

(ア) 親族後見人・市民後見人及び候補者等の支援

親族や市民が後見人等候補者段階、または後見人等に就任した後の継続的な支援体制を調整する。

(イ) 専門職後見人の受任者調整（マッチング）

専門職による後見等が想定される場合、専門職団体（地域連携ネットワークに参加する各関係機関）と連携し、適切な後見人等候補者を選定・推薦する。

(ウ) つくば市成年後見制度利用支援会議兼法人後見受任審査会

後見人等候補者の推薦及び専門員による支援業務の専門性を確保、並びに後見人等の活動に対する助言や社会福祉協議会による後見人等受任の適否判断を行う機関として、地域連携ネットワークの参加主体を代表する委員による会議体を設置・運営する。

【委員名簿】（敬称略、任期：令和5年4月12日～令和8年3月31日、毎月1回（オンライン））

氏名	職種	所属	備考
椎名 清和	学識経験者	つくば国際大学	委員長
萩原 直木	医師	つくば市医師会	副委員長
漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会	
渡辺 季代子	司法書士	成年後見センター リーガル・サポート茨城支部	
上田 和寿	社会福祉士	茨城県社会福祉士会	
岡田 治美	市職員	つくば市福祉部障害福祉課	
相澤 幸子	市職員	つくば市福祉部地域包括支援課	

【各会議体の役割】

つくば市成年後見制度利用支援会議	法人後見受任審査会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の状況に応じて適切な成年後見人等候補者を家庭裁判所に推薦 ・ 市民後見人や親族後見人を支援する後見人支援の取組を推進 ・ 権利擁護活動に係る相談事例について、専門的見地から助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会に対する成年後見人等候補者の受任要請を審査 ・ 社会福祉協議会の後見活動等（法人後見活動）における事例ごとの諸課題について、専門的見地から助言

エ 市民後見人養成及び支援業務

(ア) 市民後見人の活躍

市民後見人養成講座を修了し、活動経験を積まれた方の中から、事例に応じて成年後見人等候補者として推薦する。

(イ) 活動の場の提供

市民後見人養成講座修了生のうち希望者には、つくば市社会福祉協議会が実施する法人後見業務及び日常生活自立支援事業の各権利擁護活動（特に「見守り」に特化した活動）に従事いただく場を提供する。

※活動にあたり、代理人設定された利用者の預金口座を各金融機関窓口で取り扱うため、社会福祉協議会の臨時職員として雇用する。

(ウ) フォローアップ研修

市民後見人養成講座修了者を対象に、身上保護の見守り活動を行う上で、必要と考えられる知識の習得および情報交換の場を設けることで、個別援助技術の維持向上を図る。

実施時期（予定会場）等	内 容
1月～3月 （社会福祉協議会本部） 参加者/ 修了生	2時間程度 ・個別援助技術の向上を目的とし、活動分野に関連する専門職を講師とした講義を受講する。

オ 後見人支援業務

後見人等活動が円滑に実施できるように、また、意思決定支援の際の課題整理と解決のために、「ウ 受任者調整支援業務」と連動した後見チーム体制の構築を支援する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期 （市役所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等就任時の事例引継ぎ ・ 被後見人等に対する支援者との打ち合わせ

※参加者/ 後見人等受任者ほか	・後見人等活動に際しての課題整理 ・利用支援会議員（専門職）によるアドバイス
-----------------	---

カ 地域連携ネットワークの構築業務

(ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催協力

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（年2回程度） （市役所） 参加者/ 運営委員	・つくば市成年後見制度推進事業 事業計画及び事業報告について ・第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画における各取り組みの進捗報告等

(イ) 関係機関や民間ネットワーク等による事例検討会への参加

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（必要に応じて） （市役所ほか） 参加者/ 専門員	各関係機関等による事例検討に際し、権利擁護分野の取り組み説明や事例中の課題分析・発表等

(2) 法人後見業務

ア 法人後見受任業務

後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護する。

実施時期（予定会場）等	内 容																								
通期（市内ほか）	令和7年3月末日現在の受任状況																								
	認知症高齢者等					知的障害者等					精神障害者等					その他					延べ 件数				
	後見	9	保佐	2	補助	0	後見	2	保佐	0	補助	0	後見	1	保佐	2	補助	0	後見	0	保佐	0	補助	0	16
	終了	5	終了	1	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	終了	0	6
【実施体制】																									
a 専門員／3名（常勤兼務3名）																									
b 支援員／18名※（非常勤、月1回3時間程度の活動）																									

・事例に応じて、後見監督人としても活動する。

・支援員数／前年度から継続11名+令和7年度新規7名

4 その他、権利擁護活動との連携

見守りから成年後見制度利用までの包括的な権利擁護サービス体系を構築するため、次の事業を実施する。

- (1) 日常生活自立支援事業（茨城県社協事業、つくば市社協一部受託、第2種社会福祉事業）
 認知症高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活を送れるよう支援する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期（原則、市内） ※契約によるサービス提供 ※茨城県社協による審査あり	【実施業務】 ・福祉サービス利用援助（基本サービス） ・日常的金銭管理サービス（付随サービス） ・書類等の預かりサービス（付随サービス） 【契約者数、サービス料金】 36名（令和7年3月末現在） （内訳）認知症高齢者9名、知的障害者7名、精神障害者20名 利用料1,100円/時間（超過の場合、加算あり） ※10月より1,500円に変更 【実施体制】 a 専門員／6名（常勤兼務7名、非常勤専従1名） b 支援員※／18名（非常勤、月1回3時間程度の活動） ※つくば市社会福祉協議会が雇用し、茨城県社会福祉協議会に登録

- (2) あんしん生活支援サービス事業（つくば市社協事業）

認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期的に訪問や連絡を行う「見守り契約」、自分の財産管理やその他生活上の事務について委任する「財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」の3つの委任契約に加え、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」をパッケージで提供する。

実施時期（予定会場）等	内 容
通期 （市内ほか） ※契約によるサービス提供 ※法人後見受任審査会による審査あり	【実施業務】 委任契約 ・見守り契約（任意後見契約と併用）による事務 ・財産管理契約による事務 ・死後事務委任契約による事務 ※公正証書遺言作成支援含む（遺言執行者就任あり）

	<p>【契約者数、サービス料金】</p> <p>3名（令和7年3月末現在）</p> <p>契約手続き支援料 30,000 円、以降 3,000 円／月</p> <p>個別サービス利用料（直接支援分）時間 1,500 円</p>
--	--

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

令和7年（2025年）7月11日（金）

令和7年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



第2期計画における目標

目標1

本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。

- 1 本人の意思決定に寄り添った運用
- 2 保佐、補助の利用促進
- 3 任意後見制度の利用促進

目標2

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。

- 1 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり
- 2 担い手の確保の推進
- 3 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

第2期計画における施策

施策1

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。

施策2

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、広報・相談・成年後見制度利用支援・後見人支援の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

第2期計画における活動指標と取組①

1 利用者の把握と早期発見・早期支援

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じる。
第1期計画の課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施する。 ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化する。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相談の初期段階から「権利擁護支援相談受付シート」を用いて支援者と権利擁護の必要性や課題を共有できる機会をもうける等して、関係者との連携を強化し支援を進めていく。 障害者・高齢者虐待防止対策支援事業を実施する。

活動指標

権利擁護の相談延べ件数（件）

相談機関／年度	令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 実績 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	117 (80)	264 (120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	314 (600)	522 (610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	1,766 (290)	2,153 (400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

第2期計画における活動指標と取組②

2. 各種制度の利用促進について

概 要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組む。
第1期計画の課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指す。
第2期計画の取組	活用ハンドブックの周知を行い、支援者の検討ツールとして活用しながら、個別性を踏まえた支援を進める。

活動指標

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和3年度 (2021年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	40 (12) (60 (10))	41 (9) (50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

※水戸家庭裁判所による調査結果

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	184 (※3) (210)	184 (※4) (215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）
 ※2 内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）
 ※3 内訳：後見142人、保佐33人、補助7人、任意後見2人（令和5年10月2日時点 水戸家裁調査結果）

※4 内訳：後見140人、保佐35人、補助7人、任意後見2人（令和6年8月1日時点 水戸家裁調査結果）

第2期計画における活動指標と取組③

3 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進する。
第1期計画の課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討する。 行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置する。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 支援関係者への訪問や郵送により講座の周知とチラシの配布を行う。 市報への掲載、SNSによる発信を通して、市民に幅広く周知を行う。

活動指標

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) 実績 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	87 (50以上)	73 (75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。

※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) 実績 (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	未実施 (50以上)	75 (75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。

※参加者アンケートにより集計

第2期計画における活動指標と取組④

4 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築する。
第1期計画の課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化する。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所に成年後見センターのチラシを設置する。 申立て支援の段階から、成年後見人等選任後に成年後見センターが行う支援について案内する。また、親族が成年後見人等として選任された場合、困りごとはないか等のヒアリングを行い、家庭裁判所と連携を取りながら対応していく。

活動指標

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
4 (5)	2 (7)	5 (10)	4 (11)	(12)	(13)

第2期計画における活動指標と取組⑤

5 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成する。
第1期計画の課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座を企画。
第2期計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度市民後見人養成講座修了生の法人後見支援員としての活動機会を提供する。 単独で活動できる市民後見人の養成に向けて進めていく。 市内の金融機関、医療機関、窓口センター等にチラシ・ポスター設置の依頼をする。民生委員児童委員連絡協議会やSNS、市報への掲載を通して、講座の周知を行う。

活動指標

延べ活動回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
19 (30)	79 (40)	68 (50)	63 (60)	(70)	(80)

第2期計画における活動指標と取組⑥

6 チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築する。
第1期計画の課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知する。
第2期計画の取組	成年後見制度の適切な利用に繋がるよう、対象者が抱える課題に対して、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握を共有する。必要に応じて、弁護士等の専門職から助言を求められる場を提供できるよう、調整を行う。

活動指標

参加回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
13 (12)	4 (18)	11 (24)	12 (26)	(28)	(30)

今後の予定（次期計画の策定について）

機関	計画名称／年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
国	成年後見制度 利用促進基本計画	令和4年度～	第2期		第3期			～令和13年度
市	つくば市成年後見制度 利用促進基本計画		第2期		第3期			
	つくば市 障害者プラン	令和3年度～	第3次つくば市障害者計画		第4次つくば市障害者計画			～令和14年度
			第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画		第8期つくば市障害福祉計画・第4期つくば市障害児福祉計画			
	つくば市 高齢者福祉計画		第9期		第10期			

次期計画案の協議
パブリックコメントの実施など

今後の予定（次期計画策定時のアンケート実施案について）

設問1：成年後見制度についてお聞きします。成年後見制度とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度を知っていましたか。（回答は1つだけ）

- 回答：① 内容などをよく知っている
② 詳しくはわからないが、概要は知っている
③ 名前を聞いたことがある程度
④ 名前も聞いたことはないし、内容も知らない